

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月22日
【事業年度】	第51期（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）
【会社名】	株式会社ジーフット
【英訳名】	GFOOT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員兼商品・マーケティング・E C事業担当 木下 尚久
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目14番1号
【電話番号】	03(5566)8852
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 経営管理担当 熊谷 直義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目14番1号
【電話番号】	03(5566)8852
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 経営管理担当 熊谷 直義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年5月24日に提出いたしました第51期（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
  - 第5 経理の状況
    - 1 連結財務諸表等
      - (1) 連結財務諸表  
注記事項  
(1株当たり情報)

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第5【経理の状況】

- 1【連結財務諸表等】
    - (1)【連結財務諸表】
      - 【注記事項】
        - (1株当たり情報)
- (訂正前)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
1株当たり純資産額	102.93円	64.25円
1株当たり当期純損失( )	298.90円	167.87円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当連結会計年度 (2022年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	4,393	2,281
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	14	5,014
(うちA種種類株式の払込金額(百万円))	( - )	(5,000)
(うち新株予約権(百万円))	(14)	(14)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	4,379	2,733
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	42,545,214	42,545,264
(うちA種種類株式(株))	( - )	(50)

(注) A種種類株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種種類株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種種類株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(省略)

(訂正後)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
1株当たり純資産額	102.93円	64.25円
1株当たり当期純損失( )	298.90円	167.87円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当連結会計年度 (2022年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	4,393	2,281
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	14	5,014
(うちA種種類株式の払込金額(百万円))	( - )	(5,000)
(うち新株予約権(百万円))	(14)	(14)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	4,379	2,733
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	42,545,214	<u>42,545,214</u>

(注) A種種類株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種種類株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。

(省略)